

## 議案第25号

### 四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

#### 提案理由

令和4年度に実施した機構改革の検証及びなお残る課題の継続検討を行い、市民主体の前向きなサービスの提供と横断的な施策推進を実現する組織を構築するため、組織の見直しを行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例

四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び支所」を「、支所及び課」に、「子ども未来部」を「こども未来部」に、

「田原支所」を「田原支所  
施設創生課」に改める。

第2条の表総務部の項中第6号を削り、同表財務部の項第4号中「国民健康保険料及び保育料の徴収に関する事。」を「公債権の徴収に関する事（他部分掌のものを除く。）」に改め、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）公有財産の管理に関する事。

第2条の表市民生活部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の表子ども未来部の項中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同表健康福祉部の項第9号中「(他部分掌のものを除く。）」を削り、同表田原支所の項の次に次のように加える。

施設創生課

公共施設等総合管理計画に関する事。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。